国会第七回 参議院建設委員会会議録第十号

昭和二十五年三月二十五日（土曜日）午前十時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○委員長（中川幸平君）　それでは只今より建設委員会を開会いたします。先ずお諮りいたしますが、それはこの前のときに来週の水曜日に会合するように約束をいたしておりましたけれども、今日は臨時にちよつとお集まり願つたような次第でございます。一昨二十三日の本委員会に付託になりました別府国際観光温泉文化都市建設法案及び首都建設法案の両法案につきまして、地方行政委員長より連合委員会を開いて貰いたいという申入れがありました。受理することに御異議ございませんか。

○赤木正雄君　それはどういう意味ですか。

○委員長（中川幸平君）　地方行政に非常に関係があるので……

○赤木正雄君　どういう点が関係があるのですか。

○委員長（中川幸平君）　速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（中川幸平君）　速記を始めて下さい。では地方行政委員会との連合委員会を開くことに決定いたしました。

○委員長（中川幸平君）　尚ちよつとお諮りいたします。旧軍港市転換法案につきまして大蔵委員会に対して、本委員会から連合委員会を開いて貰いたいという申入れをいたしますか、どういたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川幸平君）　それではそういうことに委員長において大蔵委員会に申入れることにいたします。それでは連合委員会を開きますから本日はこの程度で散会いたします。

午前十時四十八分散会

出席者は左の通り。

委員長　中川　幸平君
理事　岩崎正三郎君
仲子　隆君
赤木　正雄君
委員　島田　千壽君
大隅　憲二君
佐々木鹿蔵君

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、別府国際観光温泉文化都市建設法案（衆）

別府国際観光温泉文化都市建設法案

別府国際観光温泉文化都市建設法

（目的）

第一條　この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條　別府国際観光温泉文化都市を建設する都市計画（以下別府国際観光温泉文化都市建設計画という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2　別府国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業（以下別府国際観光温泉文化都市建設事業という。）は、別府国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

（事業の援助）

第三條　国及び地方公共団体の関係諸機関は、別府国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の助成）

第四條　国は、別府国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

（報告）

第五條　別府国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、別府国際観光温泉文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（別府市長の責務）

第六條　別府市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、別府国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（法律の適用）

第七條　別府国際観光温泉文化都市建設計画及び別府国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に執行中の別府都市計画事業は、これを別府国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、首都建設法案（衆）

首都建設法

（目的）

第一條　この法律は、東京都を新して我が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るよう計画し、建設することを目的とする。

（首都建設計画）

第二條　この法律で、首都建設計画とは、東京都の区域内において施行せられる重要施設の基本的計画であつて、東京都における都市計画及び都市計画事業並びに前條の目的を達成するため必要な施設の計画及び事業の基準となるものをいう。

（委員会の設置）

第三條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として首都建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務及び権限）

第四條　委員会は、首都建設計画を作成し、その実施の推進にあたるものとする。

（委員会の組織）

第五條　委員会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員九人をもつて組織する。

一　建設大臣
二　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者　一人
三　参議院議員のうちから参議院の指名した者　一人
四　東京都知事
五　東京都議会議員のうちから東京都議会の指名した者　一人
六　学識経験のある者　四人

2　前項第六号に掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならない。

3　委員は、非常勤とする。

（委員長及びその権限）

第六條　委員会に委員長を置き、建設大臣たる委員をもつて充てる。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、所部の職員を指導監督する。

3　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長が故障あるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（定足数、表決）

第七條　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第八條　委員会に関する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長その他所要の職員を置く。職員の定員は、別に法律で定める。

2　事務局の職員の任命、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（公告）

第九條　委員会は、首都建設計画を作成したときは、その要領を官報をもつて公報しなければならない。

首都建設計画を変更又は廃止したときも同様とする。

（事業の協力及び援助）

第十條　国、東京都の区域内の関係地方公共団体及び関係事業者は、首都建設計画が第一條の目的はてらし重要な意義をもつことを考え、首都建設計画の作成及び実施にできる限り協力し、援助を與えなければならない。

（勧告）

第十一條　委員会は、国、東京都の区域内の関係地方公共団体又は関係事業者に対し、その所管の施設の計画の決定及び事業の施行又は許可、認可等の行政処分について、首都建設計画を尊重するよう勧告することができる。

2　委員会は、必要と認めるときは、首都建設計画に基く事業の実施に関し、当該事業執行者に勧告することができる。

（事業の執行）

第十二條　東京都の区域により行う都市計画事業については、東京都が国の首都であることにかんがみて必要と認めるときは、建設省、運輸省その他その事業の内容である事項を主管する行政官庁がこれを執行することができる。この場合においては、東京都及びその区域内の関係地方公共団体の同意を得なければならない。

（特別の助成）

第十三條　国は、首都建設計画に基く都市計画事業の用に供するため、必要と認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

附　則

1　この法律は、公布の年から施行する。但し、委員会の設置は、これに要する経費の支出が予算上可能となつたときにこれを行う。

2　この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、東京都の住民の投票に付するものとする。

3　前項の投票に関する費用であつて公の機関が負担することが相当と認められるものは、東京都の負担とする。

4　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「外国為替管理委員会」を「外国為替管理委員会　首都建設委員会」に改める。

5　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「外国為替管理委員会」を「外国為替管理委員会　首都建設委員会」に改める。

第十八條中「外国為替管理委員会（昭和二十四年法律第二百二十九号）」を「外国為替管理委員会　外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）　首都建設委員会　首都建設法（昭和二十五年法律第　号）」に改める。

6　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　首都建設委員会委員

第九條中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

7　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改める。

第二條第一項の表総理府の項中「外国為替管理委員会　四四人」を「外国為替管理委員会　四四人　首都建設委員会　二五人」に、同項中「計五八、一三三人」を「計五八、一五八人」に、合計の項中「合計八七三、二三七人」を「合計八七二、二六二人」に改める。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付記された。

連合国軍人等住宅公社法案

連合国軍人等住宅公社法案

目次

第一章　総則（第一條―第九條）
第二章　役員及び職員（第十條―第十六條）
第三章　業務（第十七條）
第四章　会計（第十八條―第二十二條）
第五章　監督（第二十三條）
第六章　雑則（第二十四條―第二十六條）
第七章　罰則（第二十七條・第二十八條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　連合国軍人等住宅公社は、連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附属し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族（以下「連合国軍人等」という。）の使用する住宅（以下「住宅」という。）を建設して、これを連合国軍人等に賃貸することを目的とする。

（法人格）

第二條　連合国軍人等住宅公社（以下「公社」という。）は、公法上の法人とする。

（事務所）

第三條　公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

（基本金）

第四條　公社は、基本金を有しない。

（米国対日援助見返資金の運用）
第五條　政府は、米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）第四條に規定する目的の外、米国対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）を公社が住宅を建設するため必要な資金に運用することができる。
2　前項の規定により運用された援助資金は、公社の借入金とする。
（登記）
第六條　公社は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2　前項の登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（非課税）
第七條　公社には、所得税及び法人税を課さない。
（名称の制限）
第八條　公社でない者は、連合国軍人等住宅公社という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。
（法人に関する規定の準用）
第九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）
第十條　公社に、役員として理事長一人、理事四人及び監事一人を置く。
（役員の職務権限）
第十一條　理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。
2　理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
3　監事は、公社の業務を監査する。
（役員の任命）
第十二條　理事長は、特別調達庁長官をもつてこれに充てる。
2　理事は、理事長が特別調達庁の職員のうちから兼ねて任命する。
3　監事は、内閣総理大臣が特別調達庁の職員のうちから兼ねて任命する。
（代表権の制限）
第十三條　公社と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。
（代理人の選任）
第十四條　理事長及び理事は、公社の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
（職員）
第十五條　公社の職員は、理事長が、特別調達庁において同種の事務をつかさどる職員のうちから兼ねて任命する。
（役員及び職員の地位）
第十六條　公社の役員及び職員は、国家公務員とする。
2　公社の理事長たる特別調達庁長官及び公社の役員又は職員を兼ねる特別調達庁の職員は、公社から公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

第三章　業務

（業務の範囲）
第十七條　公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、連合国軍最高司令官の命令に基き内閣総理大臣の定める計画及び指示に従い、住宅の建設並びに当該住宅の連合国軍人等への賃貸及び賃貸料の徴収の業務を行う。

第四章　会計

（予算及び決算）
第十八條　公社の予算及び決算に関しては、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の定めるところによる。
（経理）
第十九條　公社が住宅を建設するため必要な経費は、援助資金からの借入金をもつて支出するものとする。
2　公社の建設した住宅の維持に要する経費は、国庫の負担とし、国は終戦処理事業費として、これを支出するものとする。
3　公社の事務取扱に要する経費は、国庫の負担とし、国は、特別調達庁の庁費として、これを支出するものとする。
4　前三項及び別に法律に定めるものを除く外、公社の事業運営に伴う経費は、国庫の負担とし、国は、国の予算から支出するものとする。
第二十條　公社は、毎事業年度において收入した住宅の賃貸料を借り入れた援助資金の元利金の返済に充てなければならない。
2　前項の規定により援助資金の元利金の返済を完了した後の賃貸料は、国庫に納付しなければならない。
（現金の国庫への預託）
第二十一條　公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。
（帳簿）
第二十二條　公社は、総理府令で定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第五章　監督

（監督）
第二十三條　公社は、内閣総理大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。
2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第六章　雑則

（業務の委託）
第二十四條　公社は、政令で定めるところにより、その業務の一部を特別調達庁に委託することができる。
（他の法令の準用）
第二十五條　訴願法（明治二十三年法律第百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。
（住宅用地の提供）
第二十六條　政府は、公社が住宅を建設するための用地として国有財産たる土地又は地上権を必要とするときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八條及び第二十二條（同法第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらのものを無償で公社に使用させることができる。

第七章　罰則

第二十七條　左の場合においては、その違反行為をした公社の役員を三万円以下の過料に処する。
一　第三條第二項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで、従たる事務所を置いたとき。
二　第六條第一項の規定に基く政令に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。
三　第二十三條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
第二十八條　第八條の規定に違反して連合国軍人等住宅公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。
2　特別調達庁長官は、公社の設立に関する準備事務を処理し、その準備を完了したときは、その事務

を公社の理事長に引き継ぐものとする。

3　理事長が前項の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

4　公社は、設立の登記をすることに因り成立する。

5　特別調達庁は、公社が成立するまでは、公社のすべき住宅の建設に関する事務を行うことができる。

6　特別調達庁は、公社が成立したときは、前項の事務を、遅滞なく、公社に引き継がなければならない。

7　特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

四　連合国軍人等住宅公社から委託を受けた事務

8　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ二の次に次の一号を加える。

一ノ三　連合国軍人等住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9　印紙税法（明治三十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二を次のように改める。

六ノ六ノ二　連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿

10　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（明治二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法令による公団、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

11　地方税法（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第二百九十六條中「日本国有鉄道、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第三百四十八條第一項中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

昭和二十五年四月八日印刷
昭和二十五年四月九日発行
参議院事務局
印刷者　印刷庁